

第 13 号 議 案

令和 5 年度長崎県国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度長崎県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,534,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 40,220,139
	1 負担金	40,220,139
2 国庫支出金		43,947,440
	1 国庫負担金	28,402,613
	2 国庫補助金	15,544,827
3 財産収入		2,518
	1 財産運用収入	2,518
4 繰入金		9,097,117
	1 一般会計繰入金	9,043,124
	2 基金繰入金	53,993
5 繰越金		2,964,960
	1 繰越金	2,964,960
6 諸収入		56,302,625
	1 雑入	56,302,625
歳入合計		152,534,799

歳 出

款	項	金 額
1 生活福祉費		千円 152,534,799
	1 社会福祉費	152,534,799
歳 出 合 計		152,534,799

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総務管理費	令和 6年度	千円 213